

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

入札説明書等に関する質問回答

令和4年6月23日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、令和4年5月16日（月）から5月30日（月）までに受け付けた幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業の入札説明書等に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理しますので、御注意ください。

3 なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）等）に基づいてください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業
 < 入札説明書に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所						質問内容	回答		
			頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -			(1) -	イ -
1	入札説明書	事業スケジュール	5		1	(3)	(8)	イ			令和4年12月にある『選定事業者との基本協定締結』は、『落札者との基本協定締結』の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。
2	入札説明書	選定の手順及びスケジュール	6		2	(2)	2				入札説明書13頁に記載があるとおり、「入札説明書等に関する質問受付」は計2回(令和4年5月16日～同年5月30日および同年7月27日～8月2日)行われるものと理解しておりますが、同説明書6頁「2.民間事業者の募集及び選定に関する事項」に記載されたスケジュール表によると、「提案書等に関する質問受付(第2回)」と記載されております。つきましては、当該記載について、「入札説明書等に関する質問受付(第2回)」に読み替えることでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。「提案書等」は「入札説明書等」に読み替えてください。該当箇所を修正します。
3	入札説明書	配置予定技術者/工事経験	10		3	(1)	3)	ア	③	(イ)	③配置予定技術者はⅡ期工事と同様に、ii)の資格と(イ)の工事経験を同時に満たす者を入札参加企業又は入札参加グループとして、専任で1名配置することの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	各業務の参加資格/研究支援にあたる者	11	-	3	(1)	3)	イ	-	-	研究支援にあたる研究者または技術者の配置は、入札参加グループとして、1名配置することの理解でよろしいでしょうか	入札参加グループとして研究支援にあたる研究者または技術者を現場常駐で1名配置してください。
5	入札説明書	参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付日時及び場所	14		4	(3)	1)	ア			入札説明書には「参加表明書及び競争参加資格確認申請書」の「受付期間」は令和4年6月30日～7月6日17:00までと記載されていますが、【個別5】「提出資料及び提出期限」には、「提出期限」令和4年10月6日(木)17:00と記載されています。入札説明書の記載が正しいという認識で宜しいでしょうか。	入札説明書の記載を正としてください。
6	入札説明書	参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等	14		4	(3)	2)	イ			入札説明書には「参加表明書及び競争参加資格確認申請書」の「提出方法」は持参又は郵送(書留郵便に限る)と記載されています。【個別2】入札説明書様式集5提出書類の体裁や部数について(3)参加表明書及び競争参加資格申請書等に関する提出書類1)参加表明書及び競争参加資格確認申請書①には、「正本1部、副本4部」を「持参により提出」と記載されています。【個別5】提出資料及び提出期限には、登録又は提出方法に「電送または郵送」、部数「1部」と記載されています。どの記載が正しいのかご教示願います。	入札説明書の記載を正としてください。
7	入札説明書	入札保証金及び契約保証金	19		4	(8)	2)				「以下の業務の履行を確保するため、各業務の開始日から終了日までを期間として事業契約の保証を付す」とされておりますが、「以下の業務」とは、「幌延深地層研究計画 地下施設整備(第三期)等事業」のことを示すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。
8	入札説明書	入札保証金及び契約保証金	19		4	(8)	2)				「この場合の保証金額又は保険金額は、施設整備費(消費税を含む)の10分の1以上とする。」とありますが、入札公告のP.8 4 その他(2)(2)では、「請負代金額の10分の3以上とする。」との記載があります。どちらが正しい記載でしょうか。	入札説明書が正しい記載となります。ただし、低入札調査を実施した場合は、保証金額又は保険金額は、施設整備費(消費税を含む)の10分の3以上とします。
9	入札説明書	総合評価	24		5	(1)	3)	エ	④		低入札調査基準価格の基準についてご教授ください。	「低入札調査基準価格」は、国土交通省で定めた「低入札価格調査基準」に基づいて、下記のとおりとしております。 1.施設整備(工事)における調査基準価格 契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で次に定める割合を予定価格に乗じて得た額 ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ④一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 2.維持管理、研究支援における調査基準価格は、当機構の基準に基づいて算出します。 上記1及び2で算出した合計額と入札額(※1)を比較し、調査基準価格を下回った場合に調査を実施します。 ※1: 入札額のうち、施設整備対価については、入札説明書別紙2 1.表1に定める施設整備対価のうち施設整備費のみを対象とする。その他費用及び割賦手数料は算定対象外とする。
10	入札説明書	土地の使用等	27		6	(5)	5)				「機構は、施設整備期間中、特定事業の用に供するために、機構が所有する土地のうち必要な範囲を事業者に無償で貸与する。」とありますが4頁1章(3)6)では、事業期間中、無償で貸与するとあります。本件は施設整備後、引き続き同施設において維持管理及び研究支援業務を行うことから、用地の無償貸与期間は事業期間中という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「機構は、事業期間中、特定事業の用に……」に修正します。
11	入札説明書	事業期間中に係る保険	28		6	(7)	2)				「見学者に対する賠償責任保険については、機構が付保している」とありますが、当該保険の内容についてご教示ください。	地下施設を含む幌延深地層研究センター全域等を対象とした施設入場者の傷害危険担保契約に加入しています。
12	入札説明書	特別目的会社の設立等	28		7	(1)	(2)				『機構は、落札者と…基本的な協定を締結する』にある「基本的な協定」とは、(1)基本協定書、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「基本協定」と読み替えてください。該当箇所を修正します。
13	入札説明書	一次支払対価(A)	37	別紙2	2	(2)	1)				「ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高(施設の引渡を伴わない部分払い)については出来高の90%を支払うものとする。」とありますが、「出来高」には一般的な工事出来高には含まれない「事業者の開業に伴う費用」や「融資組束手数料」等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「事業者の開業に伴う諸費用」や「融資組束手数料」といった一般的な工事出来高に該当しない費用については、出来高に含まず、提案どおり支払います。
14	入札説明書	支払金利の設定方法	37	別紙2	2	(2)	2)	(イ)			(イ)支払金利の設定方法 支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は令和8年3月31日(施設整備完了予定日)の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)の東京スワップレート(TONA参照)としてRefinitiv Limited及び/又はその関連会社(又はそのレートの管理を承継するその他の者)が午前10時30分頃に公表する3年物(円/円)金利スワップレート(RICコード:JPTSRT0A 3, Y=RFTBとする。)とありますが、仮に施設整備完了予定日が実際遅延した場合でも、基準金利は令和8年3月31日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)に決まると理解してよろしいでしょうか。あるいは、実際の施設整備完了日の2営業日前のスワップレートとなるのでしょうか。	遅延した場合、実際の施設整備完了日の2営業日前のスワップレートを適用します。
15	入札説明書	物価変動に伴う研究支援対価(D)の改定	40	別紙2	4	(4)					「(4)物価変動に伴う研究支援対価(D)の改定」の項目が脱漏しているのではないのでしょうか。	ご指摘の通り物価変動に伴う対価の改定ルールの記載に誤りがありました。該当箇所について修正します。詳細は、入札説明書(修正版)をご確認ください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅲ期)等事業
 < 様式集に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所							質問内容	回答		
			頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	① -			ー -	
1	様式集	提出書類の作成方法について	4	2	4	(4)						「本文の文字の大きさは、原則として10ポイント以上」との記載がございますが、本文を補うための図表・イラスト(本文中及び補足資料を含む)で使用する文字の大きさも10ポイント以上とする必要があるでしょうか。判読可能であれば、文字の大きさは10ポイント未満としても宜しいでしょうか。ご教示下さい。	図表、イラストについては、判読可能であれば10ポイント未満でも可とします。
2	様式集	<様式28> <様式29> <様式30> 入札金額内訳書	43~ 45									入札金額内訳書の施設整備対価の内訳書(様式28)、維持管理対価の内訳書(様式29)、研究支援対価の内訳書(様式30)について、各年度ごとの記載金額は、発生額(出来高等)であるとの理解でよろしいでしょうか。仮に、支払額(キャッシュフロー)である場合には、下半期の発生(出来高等)については翌年度の支払額に反映することとなりますので、どちらかご教示願います。	ご理解のとおり、各年度毎の金額は発生ベースで記載ください。
3	様式集	<様式35> 施設整備の工程・施工計画	53									<様式35>を例に挙げてお聞きします。①施工計画、②仮設備、③工程遅延防止及び回復 が示され、①~③について記載するように指定されておりますが、指定された①~③についてのみ技術提案を行えば宜しいでしょうか。新たに④として、応札者独自の着眼点を設けて技術提案を行った場合、その技術提案は評価対象でしょうか。ご教示下さい。	提案いただくことは結構です。落札者決定基準に記載のとおり、中項目で評価するため、評価内容(①、②、③)に関連づけて提案してください。
4	様式集	<様式43> 研究支援の継続性	61							②		研究支援に関する技術提案の記載を求められている項目に「これまでの工事契約等において得られた情報水準の確保」とありますが、ここでの「情報水準」が何を指すのが曖昧です。意図されている「情報水準」の定義について、補足説明をいただけないでしょうか？	情報水準は、その質と量を指し、ここではこれまでに取得されているボーリングデータ等の質と量を確保することを意味します。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅲ期)等事業
 < 要求水準書に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所							質問内容	回答	
			頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	① -			ー -
1	要求水準書	維持管理業務	5	1章 5節	5	(2)					『これまでの工事等』について、具体をお示ください。	要求水準書 表3.1に示す工事及び事業になります。表1.10 用語の定義に追加します。
2	要求水準書	【表 5. 1】研究 支援業務一覧 表(2/3)	103	5	2						表5.1の掘削影響試験<調査用ボーリング孔での調査>のうち、1. ボーリング孔掘削において、数量の内訳として適用欄に記載のある「鉛直掘削長4.2m×孔径100mm×3孔」に該当する要求がp.137の本文中に記載がありません。したがって、この項目の数量は32.6mではなく、20m(掘削長10m×2孔)ではないでしょうか？	「鉛直掘削長4.2m×孔径100mm×3孔」は削除いたします。また、数量は32.6mではなく、20mとなります。2. ボーリングコア観察、3.1.ポアホールテレビ観察も同様で、それぞれ20m、100mとなります。
3	要求水準書	【表 5. 1】研究 支援業務一覧 表(2/3)	103	5	2						上記同様、表5.1の掘削影響試験<調査用ボーリング孔での調査>のうち、2. ボーリングコア観察においても、この項目の数量は32.6mではなく、20m(掘削長10m×2孔)ではないでしょうか？	「鉛直掘削長4.2m×孔径100mm×3孔」は削除いたします。また、数量は32.6mではなく、20mとなります。1. ボーリング孔掘削、3.1.ポアホールテレビ観察も同様で、それぞれ20m、100mとなります。
4	要求水準書	【表 5. 1】研究 支援業務一覧 表(2/3)	103	5	2						表5.1の掘削影響試験<調査用ボーリング孔での調査>のうち、4. 透水試験において、摘要欄の記載に「初期値+2回/年」とあります。後述(p139)の透水試験に係る文章では、「調査用ボーリング孔及び底盤鉛直孔において、単孔水理試験を1回実施する」と記載されておりますが、その後の年2回の測定については記載がありません。調査用ボーリング孔での単孔水理試験の実施回数は1回と考えてよいでしょうか。	p.139のe.透水試験の1つ目のボツの記載に不足がありました。「各種調査用ボーリング孔及び底盤鉛直孔において、単孔透水試験を1回実施する。」を「各種調査用ボーリング孔において、単孔透水試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年2回実施する。また、底盤鉛直孔において、単孔透水試験を鉛直孔掘削後に1回実施する。」と修正します。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅲ期)等事業
 < 基本協定書(案)に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所							質問内容	回答	
			頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	① -			ー -
1	基本協定書 (案)	優先関係及び 解釈等	9		18	2					「甲が要望し乙が了承した事項」と規定されていますが、「書面により甲が 要望し乙が了承した事項」との理解でよろしいでしょうか。	甲の要望は必ずしも書面によらない場合もあり得ますが、いずれにせよ拘 束力を有することになる乙の承諾は第21条により書面によるものになりま す。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業
 < 事業契約書(案)に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所							質問内容	回答					
			頁	章	節	1 条	(1) 項	1) 号	ア -			① -	- -			
1	事業契約書(案)	定義/不可抗力	3	1		1				(37)					通常の社会活動が制約されるコロナウイルス蔓延等の疫病については、「不可抗力」に含まれると理解してよいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」に含まれるとご理解いただいで結構です。
2	事業契約書(案)	増加費用の対応	5	2		8									貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本契約に基づき、機構が増加費用を負担する場合において、事業者に機構による原因行為と相当因果関係を有する金融費用が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。なお、この場合、機構は、本条により、合理的な範囲の金融費用の増加分についても業務の内容変更を行うことができることとなります。
3	事業契約書(案)	増加費用への対応について	5	2		8									但し書に、「協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を定めて事業者へ通知し、事業者はかかる通知内容に従う」と規定されていますが、『通知内容に従う』という記載は協議が調わない場合における事業者の損害賠償請求権を制限するものではない(93条に規定された紛争処理手続きにより解決される)との理解でよろしいでしょうか。	機構が定めた契約変更内容が本来機構が負担すべき増加費用の額と客観的に釣り合わないものであり、事業者が機構の通知内容に従ったことにより損害を被ったと認められる場合において、事業者が第93条に従って損害賠償請求を行うことを制限するものではないこととはご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	許認可、届出等	5	2		10									貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本条第5項但書については、当該許認可等の申請の遅延と相当因果関係を有する金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
5	事業契約書(案)	事業用地等の不具合	6	2		13	1								貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本項に定める不具合の存在と相当因果関係を有する金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
6	事業契約書(案)	事業用地等の不具合	6	2		13	1								『機構において合理的範囲につき負担する』について、合理的範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該不具合が存在すれば通常一般に生じるであろう損害を意味しますが、具体的には、存在した不具合に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
7	事業契約書(案)	事業用地等の不具合	6	2		13	2								貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本項に定める地中障害物の存在と相当因果関係を有する金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
8	事業契約書(案)	事業用地等の不具合	6	2		13	2								『機構において合理的範囲につき負担する』について、合理的範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該明示されていない地中障害物が存在すれば通常一般に生じるであろう費用又は損害を意味しますが、具体的には、存在した地中障害物に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
9	事業契約書(案)	一般的損害	6	2		15									本条でいう『研究施設』とは、本契約での「施設整備業務」「維持管理業務」「研究支援業務」の対象施設に限定される、との理解でよろしいでしょうか。	「研究施設」は第1条第12号に定義されているとおりです。
10	事業契約書(案)	一般的損害	6	2		15									本条で『機構の帰責事由により生じたもの及び本契約において機構の負担とする別段の定めがあるものを除き、事業者の負担とする』とありますが、本契約での「施設整備業務」「維持管理業務」「研究支援業務」の対象施設となる研究施設に生じた損害について、事業者の責めに帰すべき事由でないものは事業者の負担でない、との理解でよろしいでしょうか。	第15条に規定のとおりです。なお、第43条に「地下施設」とある部分は、「研究施設」に修正します。
11	事業契約書(案)	第三者に対する損害	6	2		16	2								貴機構に損害を賠償いただく場合、合理的な範囲で当該損害の賠償にともない発生する金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第三者に機構の責めに帰すべき事由と相当因果関係のある金融費用が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用を機構が負担するとのご理解で結構です。
12	事業契約書(案)	設計図書の変更	8	4	1	21	2	(3)							貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該設計図書の変更と相当因果関係のある金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
13	事業契約書(案)	設計図書の変更	8	4	1	21	2	(3)							『機構が合理的範囲で負担する』について、合理的範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該設計図書の変更が必要となった場合に通常一般に生じるであろう費用を意味しますが、具体的には、設計図書の変更内容に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
14	事業契約書(案)	工期変更の場合の費用負担	9	4	2	25		(1)							貴機構に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該工期変更と相当因果関係を有する金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
15	事業契約書(案)	工事の一時中止	10	4	2	29	2								貴機構に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第29条3項に関するご質問と認められますが、当該工事の一時中止と相当因果関係のある金融費用が事業者に発生したと認められる場合は、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
16	事業契約書(案)	工事の一時中止	10	4	2	29	3								「事業者が本件工事の施工の一時中止により損害を被ったときは、機構は必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する。」とありますが、「増加費用」または「損害」には、金融機関から事業者が請求されるブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれると理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答をご参照下さい。
17	事業契約書(案)	事業者による引渡し	11	4	2	34	1								プロジェクトファイナンスでの資金調達にあたり、金融機関に対し、施設引渡しが完了したことを確認できる証憑の提出を必要とします。そのため、事業者から貴機構へ提出予定の「完成部分引渡書」と引き換えに受領証等をご提出頂くことは可能でしょうか。また、ご提出いただける場合、ご提出までどの程度の期間を要するかご教示いただけますでしょうか。	幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第二期)等事業においては、業務監視マニュアルの中で様式を定め、「完成部分引渡書」が提出された日に「目的物受領書」を交付しています。事業契約書(案)の第34条に「目的物受領書」の交付に係る規定を第4項として追加します。 4 機構は、施設整備対象完成部分の引き渡しが完了し、「別紙3 完成部分引渡書様式」による完成部分引渡書が提出された後、事業者に対して、当該施設整備対象完成部分に関する「別紙4 目的物受領書様式」による目的物受領書を交付する。
18	事業契約書(案)	部分使用	12	4	2	36	3								貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該部分使用と相当因果関係のある金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
19	事業契約書(案)	部分使用	12	4	2	36	3								『機構は、部分使用に当たり、機構の責めに帰すべき事由により増加費用が生じた場合には、その費用を合理的範囲で負担する』について、合理的範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該部分使用が行われた場合に通常一般に生じるであろう事業者の増加費用を意味しますが、具体的には、部分使用の状況に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
20	事業契約書(案)	契約不適合責任	12	4	2	37	1								履行の追完について、公共工事標準請負契約約款と同様に、履行の追完に過分の費用を要する場合は除外していただけますでしょうか。	原案どおりとします。
21	事業契約書(案)	契約不適合責任	12	4	2	37	1								公共工事標準請負契約約款と同様に、施設整備費の減額は、機構が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がない場合に限定していただけますでしょうか。	原案どおりとします。
22	事業契約書(案)	維持管理業務の実施	14	5	2	42	3								『機構は、第39条第3項に従って、要求水準を変更する場合で、維持管理業務に係る費用が増加する場合は、合理的な範囲の増加費用相当額を負担し、…』について、合理的な範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該要求水準の変更を行った場合に通常一般に生じるであろう維持管理業務に係る費用の増加を意味しますが、具体的には、要求水準の変更内容に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
23	事業契約書(案)	地下施設の修繕	14	5	2	43	2								貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該施設の修繕と相当因果関係のある金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
24	事業契約書(案)	地下施設の修繕	14	5	2	43	2								『機構は、これに要した合理的な範囲の費用を負担する』について、合理的な範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該修繕を行った場合に通常一般に要するであろう費用を意味しますが、具体的には、修繕の内容に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
25	事業契約書(案)	研究支援業務の実施	16	6	2	50	3								貴機構に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該要求水準の変更と相当因果関係のある金融費用が事業者に発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も機構が負担するとのご理解で結構です。
26	事業契約書(案)	研究支援業務の実施	16	6	2	50	3								『機構は、第47条第3項に従って、要求水準を変更する場合で、研究支援業務に係る費用が増加する場合は、合理的な範囲の増加費用相当額を負担し、…』について、合理的な範囲の具体をご教示ください。	合理的な範囲とは、当該要求水準の変更を行った場合に通常一般に生じるであろう研究支援業務に係る費用の増加を意味しますが、具体的には、要求水準の変更内容に応じて合理的な範囲か否かを判断していくこととなります。
27	事業契約書(案)	サービス対価の支払	17	7	1	53	1								本事業におけるサービス対価の支払い原資となるのは、文部科学省から単年度ごとに交付される運営費交付金が大半との理解です。貴機構における、予算確保のフローとしては、貴機構から文部科学省への予算申請及びその確認をもって、文部科学省が予算概算要求を行い、閣議決定を経てから確定するという理解でよろしいでしょうか。	閣議決定の後、国会での審議、採決を経て予算が成立します。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業
 < 事業契約書(案)に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所						質問内容	回答					
			頁	章	節	1 条	(1) 項	1) 号			ア -	(1) -	ニ -		
28	事業契約書(案)	サービス対価の支払	17	7	1	53	1							貴機構における予算措置のプロセスを理解するための資料等ございましたら、ご教示いただけると幸いです。	予算措置のプロセスを示した資料はありませんが、フローとしてはNo.27のご質問、回答の通りです。
29	事業契約書(案)	サービス対価支払前の機構側確認スケジュールについて	17	7	1	53	2							サービス対価の支払いが行われる過程で、事業者側が「要求水準確認書」を提出した後に、「機構の確認」を受けることとなりますが、事業者側の「要求水準確認書」提出の後に機構にて確認が完了するまでの日数を規定いただくことは可能でしょうか。資金計画を作成する上で必要となります。	提出いただく資料の分量や内容により、数日で確認できるものから、1か月程度確認を要するものもあります。そのため、確認が完了するまでの日数を規定することはできません。
30	事業契約書(案)	サービス対価支払前の機構側支払スケジュールについて	17	7	1	53	4							サービス対価の支払いが行われる過程で、事業者側が請求書を発行した後に、「機構における支払期日に、機構の所定の方法により支払われるとの記載がございますが、実際の支払日が想定できるよう機構の支払期日の取り決めを規定いただくことは可能でしょうか。資金計画を作成する上で必要となります。	請求書を初旬にご提出いただければ、当月末にお支払することが可能です。
31	事業契約書(案)	施設整備対象部分の完成引渡し前の解除	20	8	1	60	3							貴機構が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	機構が支払いの対象とするのは、実際に要した費用というのではなく、あくまでも、施設対象部分の出来形に利用価値があると機構が判断して、利用することを決めた場合に、この出来形部分の客観的価値を査定してこれに対する対価を支払うということになりますので、ご指摘のような費用を具体的に含めて支払うということではありません。
32	事業契約書(案)	違約金等	22	8	2	62	2							基本協定書においても、同様の主旨で談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成員及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、事業者(SPC)に過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業者が違約金支払いの主体となる旨の削除をご検討いただけませんか。	原案どおりとします。
33	事業契約書(案)	違約金等	22	8	2	62	3							基本協定書においても、同様の主旨で談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成員及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、事業者(SPC)に過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業者が違約金支払いの主体となる旨の削除をご検討いただけませんか。	原案どおりとします。
34	事業契約書(案)	機構の債務不履行による契約解除	23	8	3	63	3							貴機構が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	機構が支払いの対象とするのは、実際に要した費用というのではなく、あくまでも、施設対象部分の出来形に利用価値があると機構が判断して、利用することを決めた場合に、この出来形部分の客観的価値を査定してこれに対する対価を支払うということになりますので、ご指摘のような費用を具体的に含めて支払うということではありません。
35	事業契約書(案)	機構の債務不履行による契約解除	23	8	3	63	5							「本条による本契約の終了により事業者に発生した増加費用及び損害を支払う。」とありますが、「事業者に発生した増加費用及び損害」には、金融機関から事業者が請求されるブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれると理解してよろしいでしょうか。	本条による本契約の終了原因となった機構の債務不履行と相当因果関係のある、合理的範囲のブレイクファンディングコスト等の金融費用については含まれます。
36	事業契約書(案)	法令改正等による契約の終了	24	8	5	65	3							「法令改正等により、事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合の当該増加費用又は損害の負担は、「別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担」とのとおりとする。」とありますが、「事業者に発生した増加費用及び損害」には、金融機関から事業者が請求されるブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれると理解してよろしいでしょうか。	当該法令改正等と相当因果関係のある、合理的な範囲のブレイクファンディングコスト等の金融費用については含まれます。
37	事業契約書(案)	不可抗力による契約終了	24	8	6	66	3							「不可抗力により本契約が終了したときは、本契約の終了により事業者に発生した増加費用及び損害(但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用又は損害の額から控除する。)の負担は、「別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担」とのとおりとする。」とありますが、「事業者に発生した増加費用及び損害」には、金融機関から事業者が請求されるブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれると理解してよろしいでしょうか。	本条による本契約の終了原因となった不可抗力事由と相当因果関係のある、合理的範囲のブレイクファンディングコスト等の金融費用については含まれます。
38	事業契約書(案)	本契約終了時の施設整備対象部分の状態等	24	8	7	67	4							『第67条(不可抗力による契約終了)』は、『第66条(不可抗力による契約終了)』と考えてよろしいでしょうか。	誤記でしたので、「第66条(不可抗力による契約終了)」に修正いたします。
39	事業契約書(案)	本契約終了時の引き継ぎ等	25	8	7	68	2							貴機構に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	機構の債務不履行ないしは機構がなした事業期間満了前の本契約の終了決定と相当因果関係のある、合理的範囲のブレイクファンディングコスト等の金融費用については含まれます。
40	事業契約書(案)	事業者による表明・保証及び誓約	27	11		75	2							事業者が有する事業契約上の権利・義務又は地位に対して金融機関が譲渡予約等を行う場合、事業者は事前に契約書案を提出した上で、貴機構の承諾を得ることとなりますが、当該契約に基づき金融機関が事業契約上の地位等を実際に第三者に譲渡する場合、貴機構は当該譲渡について合理的な理由なく拒否または留保しないという理解でよろしいでしょうか。	機構が譲渡を承認するかどうかは、機構として承認が本事業の遂行等にとって支障がない等の観点から見て合理的と判断できるかどうかによります。
41	事業契約書(案)	施設整備業務に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等	45	別紙6	2	3	1	(1)						モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	施設整備業務は、本事業の重要部分を占める業務であり、要求水準どおりの施工、整備を行っていただく必要性が高いという観点から違約金を別途定めており、また、施設整備業務について要求水準の実現が困難となった場合には、当該部分に係る施設整備費用の減額では賅うことができない損害が機構に生じる蓋然性が高いことから、原案どおりとします。
42	事業契約書(案)	施設整備業務に係る支払留保の方法	45	別紙6	3	3	2	(1)						モニタリングの結果、維持管理業務及び研究支援業務が減額される場合、当該減額は施設整備対価には及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、維持管理業務及び研究支援業務の要求水準の未達により、機構に損害が生じた場合、施設整備対価の支払いと相殺することは可能性としてはあり得ます。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< その他 質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所									質問内容	回答
			頁	行	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	① -	ー -		
1	その他											貴機構の令和4年度から令和11年度までの中長期計画の1.予算、収支計画及び資金計画には、本事業に係る長期債務負担が全て織り込まれていると理解してよろしいでしょうか。	長期債務負担のうち、国から交付が見込まれる分(運営費交付金)を織り込んでいます。

< 入札説明書等説明会及び現場見学会での質問事項 >

入札説明書等説明会		
No.	質問事項	回答
1	具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示すと記載されていますが、リモートでの参加は可能か、ご教示願います。	官民対話は、目的を考慮し原則として対面での実施を予定しております。場所は当機構東京事務所での開催を予定しておりますが、会議室の都合上人数に制限があるためリモートによる併用開催も予定しております。なお、当機構の規則に沿い、新型コロナウイルスの状況次第ではリモート開催のみとなる可能性もございます。
2	具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示すと記載されていますが、参加人数が決まっているようでしたら、ご教示願います。	参加人数に制限はございませんが、開催場所の会議室の都合上1企業あたり、2～3名とさせていただきます。
3	(P14) 4. (2) ウの第1回目の回答は令和4年6月23日までに公表とありますが、当期限前に随時に公表はされるのでしょうか。	入札説明書等に記載のとおり、令和4年6月23日までに公表いたします。
4	(P11) 3. (1) 3) イの研究支援にあたる研究者または技術者の配置は、要件を満たしていれば現場常駐配置でなくてもよろしいのでしょうか。	入札参加グループとして研究支援にあたる研究者または技術者を現場常駐で配置してください。

< 入札説明書等説明会及び現場見学会での質問事項 >

現場見学会		
No.	質問事項	回答
1		
2	質問無し	
3		
4		
5		
6		
7		